

令和8年5月19日

旭川市社会教育委員会議議長 様

旭川市教育委員会  
教育長 和田 英 邦

旭川市における社会教育の在り方と方策について（諮問）

このことについて、次のとおり理由を付して諮問いたしますので、御答申くださいますようお願い申し上げます。

諮問理由

本市の社会教育は、「旭川市社会教育基本計画」（平成28年度～令和9年度〔令和5年度改定〕）に基づき、これまで着実に推進してきました。

しかしながら、少子化・人口減少や高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による体験・交流機会の減少、さらにはデジタルトランスフォーメーションやグローバル化の進展など、本市を取り巻く社会環境は変化し、先行きの不確実性が一層高まっています。

こうした中、複雑化・困難化する地域課題への対応や、人生100年時代における共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向け、社会教育の果たす役割はますます重要となっていると認識しています。

また、国の「第4期教育振興基本計画」においては、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を創出し、協働の基盤を育むことが、持続可能な地域コミュニティの形成と、個人および地域全体のウェルビーイングの向上につながると示されています。

一方、本市における「教育委員会の事務に関する点検・評価」の結果からは、事業参加者や施設利用者から一定の評価を得ているものの、社会的課題や多様化する学習ニーズへの対応、さらには主体的な学びの促進や、学びの成果を地域に還元する意識の醸成について改善の必要性があることも明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、令和10年度以降の本市における社会教育の在り方及び推進方策について、次の事項について意見を求めます。

【諮問事項】

- (1) 旭川市の社会教育の現状と課題
- (2) 現状と課題に対しての基本的方向性
- (3) 基本的方向性を踏まえた具体的な推進方策
- (4) 具体的な推進方策の点検・評価の在り方